PART3 司法権

Chapter1　裁判所と裁判

目標
日本国憲法で裁判所や裁判官に認められた権利を知ろう。
裁判は大きく２種類に分けることができることを学ぼう。

1　裁判所と司法権の独立

①日本国憲法は国民の権利や自由権を守るために〔　　　　　　〕**の独立**を定めた

「すべて**司法権**は，**最高裁判所**及び法律の定めるところにより設置する**下級裁判所**に属する」

A　**特別裁判所の禁止**

B　行政機関の終審としての裁判禁止

C　最高裁判所は**規則制定権**をもつ

②〔　　　　　　〕**の独立**

児島惟謙

A　裁判官の（職権の）独立

「すべて**裁判官**は，その〔　　　　〕に従ひ独立してその職権を行ひ，この**憲法**及び〔　　　　〕のみに拘束される」

B　裁判官の身分保障→裁判官の懲戒処分は行政機関では行えない

あ　分限裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合

い　国会に設けられる**弾劾裁判所**による裁判→「公の弾劾」により７人の罷免例あり

う　最高裁判所裁判官の**国民審査**→罷免の実例なし

2　裁判制度

①**裁判所**の種類

A〔　　　　〕**裁判所**→司法権の最高機関・終審裁判所で**規則制定権**をもつ

あ　長官１名は内閣の指名に基づき天皇が任命

い　他の裁判官 14 名は内閣が任命

B　**下級裁判所**→裁判官は最高裁判所が指名し内閣が任命

あ　〔　　　　〕**裁判所**→全国８カ所

2005年から特別支部として**知的財産高等裁判所**が東京高裁内に置かれている

い　〔　　　　〕**裁判所**→全国 50 カ所

う〔　　　　　〕**裁判所**→全国 50 カ所・審理は原則的に非公開

え〔　　　　　〕**裁判所**→全国 438 カ所

②裁判の種類

A　**刑事裁判〔刑事訴訟〕→罪刑法定主義**に基づくが 2018年から**司法取引**も運用

法律に定める犯罪があった場合に公益を代表する検察官が**被疑者**を裁判所に起訴

あ　裁判官が原告の裁判官と**被告人**・弁護人の申し立てを聞き証拠を調べ判決を下す

い　罪を問われるのは**責任能力**がある者に限られるので精神鑑定も行われる

B　**民事裁判〔民事訴訟〕**→行政裁判を含む

個人・団体の財産や権利義務についての争い＝私人（自然人・法人）間の紛争

あ　**原告・被告**ともに訴訟代理人を立てることができる

い　当事者間の**和解**や第三者が妥協案を提示する〔　　　　〕で決着する場合も多い

う　**裁判外紛争解決手続き〔ＡＤＲ〕**も制度化されている

③審級制と再審制度

A〔　　　　　　〕→終審まで三度の裁判（＝二度の**上訴**）が可能

あ　**控訴**

い　**上告**→跳躍上告もある

B〔　　　　〕**制度**

判決確定後も〔　　　　〕を防ぐために裁判のやり直しを請求できる

※冤罪防止のために**推定無罪の原則**がある。

※冤罪防止のためには**取り調べの可視化**や**代用監獄**の廃止が有効という意見も強い。

④裁判公開の原則

「裁判の**対審**及び**判決**は，公開法廷でこれを行う」

※裁判は誰でも傍聴が可能。

⑤検察制度

A　**検察官〔検事〕**→検察庁が管轄

B　起訴独占主義〔起訴便宜主義〕

C　**検察審査会**の設置（1948年～）

最高裁法廷

まとめ

日本国憲法で司法権の独立と裁判官の独立が保障されている。

裁判は大きく刑事裁判と民事裁判に分けられる。

Chapter2　違憲立法審査権と司法制度改革

目標
最高裁判所の有名な呼び名とその理由を知ろう。
「法曹三者」を答えられるようになろう。

1　違憲審査権

①**違憲審査権**とは？

すべての裁判所が有する，一切の法律，命令，規則又は処分の憲法への適合性を判断する権限。特に最高裁判所は「〔　　　　　〕**の番人**」と呼ばれる。

②付随的違憲審査制

具体的事件の裁判に対してのみ違憲審査権を行使。アメリカ・カナダなどと同様。

③**司法消極主義**

日本の裁判所は違憲立法〔法令〕審査権の行使に消極的。最高裁判所は，行政裁判について，高度に政治的な問題は司法審査の対象外とする「〔　　　　　　　　〕**論**」を用い判断を回避する場合もある。

④最高裁判所の違憲判決・決定

A　**尊属殺人重罰規定訴訟**（1973年）
B　薬事法薬局開設距離制限訴訟（1975年）
C　衆議院議員定数訴訟（1976年・85年）→違憲だが選挙は有効という事情判決
D　森林法共有林分割制限訴訟（1987年）
E　**愛媛玉ぐし料訴訟**（1997年）
F　郵便法損害賠償免除規定訴訟（2002年）
G　在外国民選挙権制限訴訟（2005年）
H　非嫡出子〔婚外子〕国籍所得制限訴訟（2008年）
I　空知太神社訴訟（2010年）
J　非嫡出子〔婚外子〕相続差別訴訟（2013年）
K　女性の再婚禁止期間訴訟（2015年）

2 司法制度改革

日本では，裁判に時間と費用がかかりすぎ，判決文も一般の人には分かりにくいという問題がある。そこで，**国民の司法参加，法律家〔法曹三者〕**のあり方の改革，人々に利用しやすい裁判制度などを目的に，**司法制度改革**が進められてきた。

※**司法制度改革関連９法**（2004年）に基づく。

①刑事裁判の迅速化

公判前整理手続きの導入。

②国民の司法参加

A　**検察審査会**制度（1948年～）

B　〔　　　　　　　〕**制度** (2009年～)

重大な刑事事件の第一審の有罪・無罪と量刑について合議

※ 18 歳以上の有権者から無作為にくじで選ばれた裁判員６人と職業裁判官３人の合議制で**事実認定**と**量刑判断**を行う。

③法曹人口の拡大→**法科大学院〔ロースクール〕**の設置（2004年）

A　**裁判官〔判事〕**

B　**検察官〔検事〕**

C　〔　　　　　　　〕→刑事裁判の弁護人・民事裁判の訴訟代理人

④身近な法律相談窓口の設置

日本司法支援センター〔法テラス〕を全国 50 カ所に設置（2006年～）。

⑤**被害者参加制度**（2008年～）

法テラス

まとめ

違憲審査権をもち，終審を行う最高裁判所は「憲法の番人」と呼ばれる。

裁判官〔判事〕・検察官〔検事〕・弁護士を「法曹三者」と呼ぶ。

第 7 講　PART3　確認問題

1 規則制定権をもつ裁判所はどれか。

① 最高裁判所　② 高等裁判所
③ 地方裁判所　④ 簡易裁判所

2 特別裁判所に**あてはまらないもの**はどれか。

① 行政裁判所　② 皇室裁判所
③ 弾劾裁判所　④ 軍法会議

3 全国に 8 カ所ある裁判所はどれか。

① 高等裁判所　② 地方裁判所
③ 家庭裁判所　④ 簡易裁判所

4 第二審の判決に不服がある場合に，最高裁判所に申し立てすることを何というか。

① 上訴　② 上告
③ 特別上告　④ 控訴

5 日本における違憲審査権の特徴に**あてはまらないもの**はどれか。

① すべての裁判所に認められている。
② 具体的事件とは無関係に法令の合憲性を審査する。
③ 違憲審査権の行使に消極的である。
④ 最高裁判所は終審を担当することから憲法の番人と呼ばれる。

6 日本国憲法制定後，初めて最高裁判所が違憲判決を下した訴訟はどれか。

① 森林法共有林分割制限訴訟　② 薬事法薬局開設距離制限訴訟
③ 尊属殺人重罰規定訴訟　④ 愛媛玉ぐし料訴訟

7 最高裁判所の違憲判決のうち，1976年と 1985年に事情判決が下されたのはどれか。

① 女性の再婚禁止期間訴訟　② 非嫡出子〔婚外子〕相続差別訴訟
③ 在外国民選挙権制限訴訟　④ 衆議院議員定数訴訟

8 司法制度改革のうち，刑事裁判の迅速化を目的として新たに導入されたのはどれか。

① 日本司法支援センター〔法テラス〕　② 法科大学院〔ロースクール〕
③ 検察審査会制度　④ 公判前整理手続き

9 次の司法制度改革に関連することがらを導入された順に並べた場合，年代が最も新しいのはどれか。

① 検察審査会制度　② 裁判員制度
③ 被害者参加制度　④ 日本司法支援センター〔法テラス〕

10 法曹のうち，判事と呼ばれるのは誰か。

① 検察官　② 警察官
③ 弁護士　④ 裁判官

第 7 講　PART3　確認問題 解答

1 解答：①　最高裁判所は司法権の最高機関であり，終審裁判所である。

②：規則制定権はもたない。
③：規則制定権はもたない。
④：規則制定権はもたない。

2 解答：③　特別裁判所とは，通常の裁判所の系列に属さず，特定の分野の裁判を行う裁判所のことで，日本国憲法では設置を禁止している。

①：大日本帝国憲法下で設置されていた特別裁判所。
②：大日本帝国憲法下で設置されていた特別裁判所。
④：大日本帝国憲法下で設置されていた特別裁判所。

3 解答：①　下級裁判所のうち最上位にある裁判所。

②：全国 50 カ所ある。
③：全国 50 カ所ある。
④：全国 438 カ所ある。

4 解答：②　第二審の判決に対する不服を申し立て，訴えること。最高裁判所，または簡易裁判所を第一審とする民事訴訟の場合は高等裁判所に訴える。

①：判決に不服がある場合に，より上級の裁判所に訴えること。
③：民事訴訟で，高等裁判所の上告審判決に対し，違憲の疑いがある場合に，最高裁判所に訴えること。
④：第一審の判決に対する不服を申し立て，第二審の裁判所に訴えること。

5 **解答：②**　日本は，具体的事件の裁判に対してのみ違憲審査権を行使する付随的違憲審査制をとっている。

①：最高裁判所以外でも違憲審査は行われる。
③：高度に政治的な問題については，統治行為論により判断を回避することがある。
④：最高裁判所は司法権の最高機関であり，終審裁判所である。

6 **解答：③**　1973年，刑法の尊属殺人重罰規定は，日本国憲法第 14 条の「法の下の平等」に反すると判示された。

①：1987年に違憲判決が下された。
②：1975年に違憲判決が下された。
④：1997年に違憲判決が下された。

7 **解答：④**　事情判決とは，行政機関の処分や裁決の取り消しを求める訴訟で，これを取り消すと公の利益に著しい障害を生じさせるような場合，裁判所が請求を棄却すること。

①：2015年に違憲判決が下された。
②：2013年に違憲判決が下された。
③：2005年に違憲判決が下された。

8 **解答：④**　公判前整理手続きは，裁判員制度の実施に先立ち，2005年に導入された。

①：身近な法律相談窓口を設けるために設置された。
②：法曹人口の拡大を目的として導入された。
③：国民の司法参加を目的として導入された。

9 解答：②　裁判員制度は 2009年から導入された。

①：1948年から導入された。
③：2008年から導入された。
④：2006年に設置された。

10 解答：④　裁判官は，裁判において，検察官・弁護士の主張や立証をもとに判決を下す。

①：検事と呼ばれる。
②：法曹に含まれない。
③：刑事裁判の弁護人・民事裁判の訴訟代理人として活動する。